

## 孤立無援者終身サポート事業 財産・金銭管理委任 契約書

「  
」氏（以下、「利用者」という。）と  
一般社団法人 生活支援センター 乃明（以下、「乃明」という。）は次のとおり契約します。

### 【財産管理業務の委託】

第1条 利用者は、乃明に対して、預貯金の管理や日常生活にかかる金銭の収入支出等の業務を委託し、結はこれを受託しました。

### 【登録及び利用料】

第2条 利用者は、前条の支援を受けるにあたり、乃明に金銭管理事務費別紙「重要事項説明書」記載を支払うものとします。

### 【契約の要件】

第3条 契約に際し、利用者は乃明に対し、登録口座の印鑑の提示、または暗誦番号を伝えなければなりません。

### 【受託業務】

第4条 第1条の預貯金の管理や日常生活にかかる金銭の収入支出等の業務の内容は次のとおりとします。

- (1) 役所や銀行などの金融機関の手続きの代行や支払い、福祉サービス利用料や医療費の支払い、生活費の送金、その他利用者が必要とする生活支援上の金銭管理事務。
- (2) 郵便物を管理し、必要があれば入出金事務を行います。
- (3) 書類預かり支援

預金通帳や印鑑、カード、有価証券、年金証書、保険証など重要な書類を預かります。

### 【費用の負担】

第5条 前条の受託事務を処理するために必要な費用は、利用者の負担とし、乃明は、利用者の財産からこれを支出します。

### 【援助の計画】

第6条 乃明は、利用者の求めに応じて、利用者の意見を聞いた上で、援助の方法を詳しくさだめた「支援計画」をつくります。

### 【援助の担当者】

第7条 乃明は、「支援計画」にさだめられた支援員に援助を行わせます。

## 【支援計画の変更】

第8条 乃明は、定期的及び必要なつど、「支援計画」が利用者の生活にふさわしい内容かどうかを確かめなければなりません。

2 利用者は、いつでも乃明に対して、「支援計画」を変えることを求めることができます。

3 「支援計画」は、利用者と乃明の合意により変更することができます。

「支援計画」を変える際には、利用者の意見を聞きます。

## 【書類や印鑑の保管】

第9条 利用者は乃明に対して、次の書類や印鑑を預けることができます。

預かる場合、利用者と乃明は「書類等預かり書」をつくります。

① 預貯金の通帳

② 実印や銀行印

③ 保険証書

④ 年金証書

⑤ 契約書類

⑥ 権利証

⑦ その他、乃明が適当と認めた書類

2 利用者はいつでも預けた書類や印鑑を返してもらうことができます。

## 【報告】

第10条 乃明は、1年ごとに、利用者に対してこの契約がどのように行われているかを報告します。

## 【解約】

第11条 利用者及び乃明は、いつでもこの契約を解約することができます。

## 【契約の期間】

第12条 この契約の期間は 年 月 日から翌々年3月31日までとします。

ただし、この期間が終わるまでに、お互いに契約を終わらせる申し出がないときは、さらに1年間この契約を続けます。その後も同じです。

2 契約の期間中であっても、第11条による解約があった場合、または利用者が死亡した場合は、この契約は終わります。

## 【解約後の事務】

第13条 前条の第2項に定める利用者の死亡による解約の場合は、乃明は法的相続人に対し、管理財産の引き渡しを行います。相続人が明らかでない場合は、債務者として相続人の調査を行ったうえで引き渡しを行います。

- 2 契約時に法定相続人不在が明らかな時は、  
利用者は契約時または契約後ただちに遺言書または死因贈与契約書を作成し、  
死亡後の財産処理について明記するものとします。

### 【秘密を守ること】

第8条 乃明は、この契約の期間中に知った利用者に関する秘密を守ります。  
この契約が終わった後も同じです。なお、個人情報の取扱いに関しては、  
別紙「重要事項説明書 個人情報取扱特記事項」によるものとします。

- ◆ この契約が成立したことを明らかにしておくため、  
この契約書を2通つくり、利用者、乃明がそれぞれ1通ずつ持つこととします。

年 月 日

「乃明」

〒 839-0863

住 所 福岡県久留米市国分町 1323-1  
くるめコミュニティプラザ

名 称 一般社団法人 生活支援センター 乃明  
代表理事 木村 真也

印

「利用者」

住 所

氏 名

印

(別表)

一般社団法人 生活支援センター 乃明

登録費・更新料

令和8年4月1日 改定

種別	金額	説明
身元保証サービス 登録費	110,000 円 生活保護の方は、60,000 円	初回登録時
緊急連絡先のみ 登録費	40,000 円	初回登録時
年間／更新料	毎年 11,000 円 生活保護の方は、毎年 6,000 円	1年更新ごとに

日常生活支援サービス・支援費

支援費 平日／ 8:00～18:00	2,500 円	1時間ごとに
時間外／朝 5:00～ 8:00 夕 18:00～22:00	3,500 円	1時間ごとに
深夜／ 22:00～ 5:00	4,000 円	1時間ごとに
休日／ 5:00～22:00	4,000 円	1時間ごとに
休日深夜／ 22:00～ 5:00	4,500 円	1時間ごとに

印

財産・金銭管理サービス

委任代理事務費	毎月 6,000 円	定期的金銭管理を行います
---------	------------	--------------

※ 支援時間は、往復の移動に係る時間も含まれます。

駐車場代・高速利用料金は、別途清算が必要です。

※ 生活困窮者については相談の上、登録費・支援費の猶予、分割等の支援を行います。

※ この料金は「令和8年4月1日」以降の契約者に適応します。

印